

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月1日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第67号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年伊賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1放課後児童クラブ「げんきクラブ」の項中「55人」を「45人」に改め、同表阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」の項中「50人」を「40人」に改め、同表成和西放課後児童クラブの項中「30人」を「20人」に改める。

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第3号】

様式第8号及び様式第9号中「伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例第8条」を「伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号、様式第8号及び様式第9号の改正規定は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定による施行の際、この規則による改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。